

市重度障がい者手当の 受け付けが始まります

重度の障がいがある人の生活支援のため、市では独自に「大野城市重度障がい者手当」制度を設けています。毎年1月がこの手当の申請月ですので、条件に当てはまる人は、受付期間内に申請してください。

●対象者 次の①、②の全てに当てはまる人

- ①令和7年1月1日以前から本市に居住し住民登録をしている
- ②令和7年1月1日～12月31日の全ての期間において、身体障害者手帳1・2級または療育手帳のAを持っている

※次のいずれかに当てはまる人は対象とはなりません。

- ◇施設に入所している
- ◇障がいによる年金を受給している
- ◇国の福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している（所得制限のため支給停止中の人を含む）
- ◇令和7年1月1日～12月31日に連続して3カ月以上の長期入院をした
- ◇一定以上の所得がある

●受付期間 1月13日(火)～30日(金)
(土・日曜日を除く)

- 支給額 年額5万400円
- 必要なもの ◇身体障害者手帳、または療育手帳◇振込口座の分かるもの（通帳など）

●申請方法 申請書（申請先で配布）を提出

※毎年申請が必要です。

●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

☎(573)8083

令和7年分 納付額通知書発送

国民健康保険税などの納付済金額を記載した通知書を納付義務者に送付します。確定申告の際の社会保険料控除参考資料として利用してください。

●発送日 1月16日(金)

●納付期間 令和7年1月1日～12月31日

●対象科目 ◇国民健康保険税◇介護保険料◇後期高齢者医療保険料

●問い合わせ先

納税課納税管理担当

☎(580)1832

2月2日(月)が 納期限です

延滞金は
年
9.1%

- ◇市県民税(第4期)
- ◇国民健康保険税(第8期)
- ◇介護保険料(第8期)
- ◇後期高齢者医療保険料(第7期)

※令和8年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.8%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。

口座振替が便利

市ホームページで申し込めます。

※一部対応していない金融機関があります。

●問い合わせ先

◇納付に関すること

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関すること

納税課納税管理担当

☎(580)1832

「募集」パブリック・ コメント大野城市ハラ ズメント防止条例(案)

市では、職場や家庭など、全てのハラスメントの防止に向けた条例の制定を進めています。この案について、皆さんから意見を募集します。

●閲覧と意見提出期限 1月16日(金)
(必着)

●閲覧場所 ◇市ホームページ◇市役所1階ロビー◇行政資料室(市役所新館3階)◇人事マネジメント課(市役所本館3階)◇各コミュニティセンター◇まどかぴあ図書館◇すこやか交流プラザ◇青少年の居場所ユープレ

●提出方法 意見記入用紙(閲覧場所)で配布、または市ホームページからダウンロード)に記入のうえ、送付・FAX・メールで提出、または提案箱(閲覧場所に設置)に投函

※電話での意見は受け付けていません。

●提出と問い合わせ先

人事マネジメント課人材育成担当
☎(580)1818

☎(573)7791

✉jinji@city.onojo.fukuoka.jp